平成２９年（フ）第２６号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原520番地運動公園住宅５－401号、前住所宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎５番地の６
破産者　柳沢　祐子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１０２２号
横浜市泉区岡津町1008番地２
破産者　奥山　俊彦
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２３号
横浜市泉区岡津町1008番地２
破産者　奥山　秀子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２３号
横浜市鶴見区東寺尾北台19－21　ワイドビュー北台102、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾北台19番２－Ａ307号
破産者　長宗敬八郎
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目20番13号、申立時の住所神奈川県藤沢市稲荷１丁目３番11号
破産者　元吉　達幸
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４２号
金沢市木越町レ31番地１　想愛木越グループホーム、住民票上の住所（従前の住所）金沢市小坂町中25番地１
破産者　西川とし子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６１号
静岡県焼津市岡当目25番地の４
破産者　仁藤　博行
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５８号
京都市伏見区下鳥羽南柳長町18番地
破産者　植田　竜二
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６０９号
京都府木津川市梅美台１丁目３番地３　マカナ・ヌイ梅美台205号、前住所奈良市神殿町396番地の15
破産者　茶山　紀子（旧姓片岡）
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３３号
京都市南区吉祥院這登東町５番地１　グランシャリオ202
破産者　大北　竜司
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６５２号
京都市中京区壬生中川町20番地11
破産者　仙台風牛タン友やこと　黒澤　　博
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
愛媛県四国中央市土居町入野60番地３
破産者　加藤智津佐
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３２２号
高知県香美市土佐山田町1017番地
破産者　大石　隆英
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４号
高知県高岡郡四万十町古市町７番21号
破産者　佐々木　豊
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第５２号
熊本県玉名郡玉東町大字木葉1034番地２
破産者　徳永　俊江
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１３３号
大分市下郡北３丁目４番12―202号（サザン・ブライト）
破産者　石戸　晴彦
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
宮崎県都城市都原町36番地７、開始決定時の住所宮崎県都城市山之口町花木2107番地２
破産者　堀内正太郎
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町７番２号
破産者　徳永　　昇
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係